

2022年 7月 19日

守山市長

あて

住 所 守山市勝部町5丁目10-25

団体名 認定NPO法人びわこ豊穰の郷

代表者氏名 金崎 いよ子

守山市豊かな市民活動のまち応援事業認定団体登録申請書

認定団体として登録を受けたいので、守山市豊かな市民活動のまち応援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

団体名（ふりがな）	認定NPO法人びわこ豊穰の郷		
主たる事務所	所在地 〒5240041 守山市勝部町5丁目10-25		
担当者連絡先	氏名（ふりがな）すずき かえ 鈴木 嘉恵		
	電話番号 077-583-8686	FAX番号 077-558-5007	
	E-Mail houjyounosato@lake-biwa.net	連絡希望手段・時間帯 平日9:00~16:00	
ホームページ	https://www.lake-biwa.net/akanoi/		
団体設立年月日	平成8年（1996）	会員数	367名
活動目的	①ゲンジボタルが乱舞する故郷の再現②琵琶湖とシジミに親しむ湖辺の再現		
事業概要	赤野井湾に流入する河川およびその集水域を対象に、住民と企業および行政が一体となって、知恵を出し合い水質の改善や豊かな生態系を取り戻すための対策および生活のあり方等について提言を行うとともに、自らが実践活動を展開する。		
登録要件	<input checked="" type="checkbox"/> 認定団体の登録要件（守山市豊かな市民活動のまち応援事業補助金交付要綱第6条）をすべて満たしている		
目標寄附額 （初年度）	1,410,200円（初年度総事業費 905,100円）		

認定団体登録事業計画書

<p>活 動 場 所</p>	<p>赤野井湾流域市内河川</p>
<p>解決したい地域の 現状や課題</p>	<p>古くからゲンジボタルが飛び交う町として守山は知られています。現在ホタルを守る取組みに関心がある世代が高齢化をしています。ホタルが飛び交う環境が続くよう、次世代のライフスタイルに合わせた関わり方を模索し、持続可能な取組みにしたいと思います。</p>
<p>今後の事業予定 (市ホームページ に掲載する文章と して記入ください 《600文字以内》) ※複数の事業を行 う場合は、優先順 位の高い順に記載 してください。</p>	<p>ゲンジボタルが飛び交う水環境を次世代に引き継ぐための事業を行います。</p> <p>◎小さな自然再生 ゲンジボタル自生を目標に始まった活動。インターンの大学生や小学生とその保護者などで構成。ホタルの棲みやすい河川整備や実験、観察などを行います。</p> <p>◎水辺の楽校 子どもたちが身近な水辺で遊びながら学ぶ、自然体験の場を提供しています。幼児から小学生の親子を対象に魚釣りや水生生物採集、川遊びなどをします。また、ごみ拾いやホタル幼虫の放流等を通し、ホタルが棲む守山の環境を考えます。</p> <p>◎赤野井湾探検会 田舟に乗り赤野井湾に出て、漁師さんと漁業を体験します。 陸上では外来魚を解剖し、何を食べているのか食性調査をします。湖上から守山市内河川の河口部の赤野井湾の様子や景観を体験できる貴重な機会にもなっています。</p> <p>◎夏休み生きもの観察教室・自由研究教室 小学3年生以上の児童が大学講師の指導を受け、より専門的に生きもの のことを学びます。主に目田川河川公園で水生生物の採集を行います。</p> <p>◎ホタルや水環境ネットワークづくり 市内でホタルや水辺に関わる活動団体と連携し、市内河川環境を整える 活動を行います。</p>

期待される効果	<p>水辺の環境学習を通し、子どもたちは楽しみながら市内河川の重要性を学ぶことができます。また保護者にとって市内河川の環境を知るきっかけとなり、河川の整備活動や琵琶湖及び市内河川のゴミ拾い等に参加することが期待できます。そして関心のある方には、事業実施時にスタッフとして参加をしてもらいます。継続的に参加するスタッフがいることで知識や経験が引き継がれ、守山市内河川の水環境が保たれホタルの生息地が守られると考えます。このように持続可能な地域河川活動が行なわれることが期待できます。</p>
事業実施体制	<p>理事長 金崎いよ子 副理事 沢井進一、田中仁一郎 専務理事（事務局長） 中明子 理事 金崎いよ子 他 14名 監査 佐藤育子、芝本伊三男 会員 367名</p>
事業のPR方法 (寄附の獲得)	<p>当法人のホームページ、Facebook、Instagram、TwitterなどのSNS等を活用した幅広い広報活動。 事業毎にチラシを配布し、本活動への協力や拡散をお願いしする。 各地で活躍する多くの元インターンシップ学生たちの力を借りて、本活動の周知と協力を依頼する。 当法人の機関紙を利用し、活動の拡散と協力を喚起する。</p>
自立的・継続的に活動していくための工夫	<p>市民や企業および行政が一体となって、知恵を出し合い水質の改善や豊かな生態系および豊かな人間関係を築き、ホタルの棲む水辺のあり方を考え、自ら動き、行動できるよう、企業や行政からの継続的な支援を求めたいと思います。</p>
申請事業に対する補助金や委託料等財源確保の取組み	<p>2021年度 損保財団、河川財団助成金で活動 2022年度 損保財団、子ども夢基金助成金で活動</p>

様式第3号（第7条関係）

事業収支予算書（2024年4月1日 ～ 2026年3月31日）

【収入】2024年度

科目	内 訳	金 額
補助金	守山市豊かな市民活動のまち応援事業補助金	補助目標額 705100 円
自己資金 (会費等)		0 円
事業収入 (受益者負担金)	水辺の学校（春夏2回）参加者50名 30名（大人・小学生）×1000円×2回=60000円 20名（未就学児）×500円×2回=20000円 赤野井湾体験会（各家族割引適応） 6名（1名で参加）×3000円=18000円 8名（2名で参加）4組×5000円=20000円 8名（3名で参加）3組×6000円=18000円 8名（4名で参加）2組×7000円=14000円 夏休み自由研究教室 10名×5000円=50000円	200000 円
その他		0 円
収入合計		905100 円

【支出】

科目	内容 ・ 積算根拠	経 費	
		対象外経費	対象経費
人件費	看護師謝礼、アルバイト料	円	168000 円
報償費	講師謝礼	円	172000 円
旅費交通費	交通費、軽トラ運搬費	円	62000 円
消耗品費	清掃整備用具、教材、医薬材、事務用品、撮影機材、安全用具など	円	160000 円
印刷製本費	印刷代、チラシ制作費	円	70000 円
食糧費及び食材費	熱中症予防飲料など	円	45000 円
光熱水費		円	円
通信運搬費	顕微鏡など輸送費、郵便費	円	56500 円
手数料	銀行振込手数料	円	12500 円
保険料	イベント保険	円	27100 円
使用料及び賃借料	赤野井湾探検会船リース費用	円	132000 円
支出合計		円	905100 円

【収入】2025年度

科目	内 訳	金 額
補助金	守山市豊かな市民活動のまち応援事業補助金	補助目標額 705100 円
自己資金 (会費等)		0 円
事業収入 (受益者負担金)	水辺の学校（春夏2回）参加者50名 30名（大人・小学生）×1000円×2回=60000円 20名（未就学児）×500円×2回=20000円 赤野井湾体験会（各家族割引適応） 6名（1名で参加）×3000円=18000円 8名（2名で参加）4組×5000円=20000円 8名（3名で参加）3組×6000円=18000円 8名（4名で参加）2組×7000円=14000円 夏休み自由研究教室 10名×5000円=50000円	200000 円
その他		0 円
収入合計		905100 円

【支出】

科目	内容 ・ 積算根拠	経 費	
		対象外経費	対象経費
人件費	看護師謝礼、アルバイト料	円	168000 円
報償費	講師謝礼	円	172000 円
旅費交通費	交通費、軽トラ運搬費	円	62000 円
消耗品費	清掃整備用具、教材、医薬材、事務用品、撮影機材、安全用具など	円	160000 円
印刷製本費	印刷代、チラシ制作費	円	70000 円
食糧費及び食材費	熱中症予防飲料など	円	45000 円
光熱水費		円	円
通信運搬費	顕微鏡など輸送費、郵便費	円	56500 円
手数料	銀行振込手数料	円	12500 円
保険料	イベント保険	円	27100 円
委託料		円	円
使用料及び賃借料	赤野井湾探検会船リース費用	円	132000 円
材料費		円	円
支出合計		円	905100 円

【収 入】2026 年度

科 目	内 訳	金 額
補 助 金	守山市豊かな市民活動のまち応援事業補助金	補助目標額 705100 円
自己資金 (会費等)		0 円
事業収入 (受益者負担金)	水辺の学校（春夏2回）参加者 50 名 30 名（大人・小学生）×1000 円×2 回=60000 円 20 名（未就学児）×500 円×2 回=20000 円 赤野井湾体験会（各家族割引適応） 6 名（1 名で参加）×3000 円=18000 円 8 名（2 名で参加）4 組×5000 円=20000 円 8 名（3 名で参加）3 組×6000 円=18000 円 8 名（4 名で参加）2 組×7000 円=14000 円 夏休み自由研究教室 10 名×5000 円=50000 円	200000 円
その他		0 円
収 入 合 計		905100 円

【支 出】

科 目	内 容 ・ 積算根拠	経 費	
		対象外経費	対象経費
人件費	看護師謝礼、アルバイト料	円	168000 円
報償費	講師謝礼	円	172000 円
旅費交通費	交通費、軽トラ運搬費	円	62000 円
消耗品費	清掃整備用具、教材、医薬材、事務用品、撮影機材、安全用具など	円	160000 円
印刷製本費	印刷代、チラシ制作費	円	70000 円
食糧費及び食材費	熱中症予防飲料など	円	45000 円
光熱水費		円	円
通信運搬費	顕微鏡など輸送費、郵便費	円	56500 円
手数料	銀行振込手数料	円	12500 円
保険料	イベント保険	円	27100 円
委託料		円	円
使用料及び賃借料	赤野井湾探検会船リース費用	円	132000 円
その他		円	円
支 出 合 計		円	905100 円

必要経費

赤野井湾探検会 262000円	使用料及び賃借料	船代	132,000	12000×11艘
	人件費	アルバイト	30,000	3000×10人
	人件費	看護師	20,000	看護師
	印刷製本費	印刷代・チラシ制作	14,000	内チラシ作成1万円
	通信運搬費	郵便費	10,000	
	消耗品費・燃料費	事務用品等	10,000	
	消耗品費・備品購入費		10,000	
	旅費交通費	交通費・運搬費	20,000	魚運搬2千円、軽トラ4回8千円
	食糧費及び食材費	しじみ飯・熱中症飲料	10,000	
	保険料	保険料	3,500	参加者30名スタッフ15名/73円
	手数料	銀行振込手数料	2,500	

小計 **262,000**

夏休み自由研究教室 163600円	報償費	講師謝礼	40,000	大学講師謝礼2日分
	報償費	講師謝礼	32,000	講師謝礼2日分
	人件費	アルバイト	18,000	3000×3人×2日
	印刷製本費	印刷代・チラシ制作	14,000	内チラシ作成1万円
	通信運搬費	郵便費、運搬費	16,500	顕微鏡運搬費6500円
	消耗品費・燃料費	事務用品等・樹脂標本材	10,000	
	消耗品費・備品購入費		10,000	
	旅費交通費	交通費・運搬費	12,000	軽トラ2回2000円
	食糧費及び食材費	アイス・熱中症飲料	5,000	
	保険料	保険料	3,600	参加者10名スタッフ6名(3日間) /73円
	手数料	銀行振込手数料	2,500	

小計 **163,600**

水辺の楽校（夏編） 131500円	報償費	講師謝礼	20,000	10000×2名
	人件費	アルバイト	30,000	3000×10名
	印刷製本費	印刷代・チラシ制作	14,000	内チラシ作成1万円
	通信運搬費	郵便費	10,000	
	消耗品費・燃料費	糸・餌・炭・混合油など	15,000	炭10kg2000円など
	消耗品費・備品購入費	クラフト材料・タモ網な	15,000	
	旅費交通費	交通費・運搬費	10,000	軽トラ2回2000円
	食糧費及び食材費	竹パン・麦茶	10,000	竹パンなど
	手数料	銀行振込手数料	2,500	
	保険料	保険料	5,000	参加者50名スタッフ15名/73円

小計 **131,500**

必要経費

水辺の楽校（春編） 131500円	報償費	講師謝礼	20,000	10000×2名
	人件費	アルバイト	30,000	3000×10名
	印刷製本費	印刷代・チラシ制作	14,000	内チラシ作成1万円
	通信運搬費	郵便費	10,000	
	消耗品費・燃料費	混合油・炭など	15,000	炭10kg2000円など
	消耗品費・備品購入費	クラフト材料・タモ網な	15,000	
	旅費交通費	交通費・運搬費	10,000	軽トラ2回2000円
	食糧費及び食材費	竹パン・麦茶	10,000	
	手数料	銀行振込手数料	2,500	
	保険料	保険料	5,000	参加者50名スタッフ15名/73円

131,500

小さな自然再生 216500円	報償費	講師謝礼	60,000	
	人件費	アルバイト	40,000	1000×10日×4名
	印刷製本費	印刷代・チラシ制作	14,000	内チラシ作成1万円
	通信運搬費	郵便費	10,000	
	消耗品費・燃料費	救急箱、ゴミ袋、等	10,000	
	消耗品費・備品購入費	ライフジャケット、防水	50,000	
	旅費交通費	交通費・運搬費	10,000	
	食糧費及び食材費	熱中症予防飲料	10,000	
	手数料	銀行振込手数料	2,500	
	保険料	保険料	10,000	参加者15名×10日/73円

小計 216,500

合計 905,100

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人びわこ豊穰の郷という。

英文名を“Akanoi-Biwako Environmental Citizens’ Initiative”といい、略称を”Akanoi”という

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県守山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、琵琶湖赤野井湾及びその流域の水質改善を図るとともに、地域住民の意識啓発をすすめ、淡水が生活の維持、発展と環境の維持に不可欠な有限で損なわれやすい資源であることを認識し、水環境を守り育てるため会員自らが実践活動を展開することにより、豊かな生態系をとりもどし自然と人とが共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は、援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ホタルの調査、飼育及び研究事業
 - ② 環境保全活動の情報交換、発信事業
 - ③ 琵琶湖赤野井湾流域の水質、シジミなどの生態系の調査、環境保全実践学習事業
 - ④ その他前各号の目的を達成するため必要な事業

(2) その他の事業

- ① 賃貸事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別、会費、権利)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(総会での議決権あり)
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
(総会での議決権なし)

2 この会の会費の額は、総会で定める。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 この会に賛助会員として入会しようとするものは、入会の意思を示して総会において別途定める会費を払い込むことにより入会したものとする。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別途定める会費を納入しなければならない。

但し、特に必要と認める時は、理事会の承認を得て会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、理事会で退会と決議したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以内
- (2) 監事 2人以内
(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事のなかから互選により、理事長を1人、副理事長及び専務理事を若干名選出する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(代表権及び職務)

第15条 理事長は業務についてこの法人を代表し、業務全体を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長と副理事長を補佐するとともに、主として外部折衝業務を担当する。

- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。(運営委員)

第20条 この法人には13人以内の運営委員をおく。

- 2 運営委員は理事会において承認し、任期は2年とする。再任は妨げない。但し団体を代表する運営委員は所属する団体の規定にしたがう。
- 3 理事と運営委員で運営委員会を構成する。運営委員会規則は別途定める。(顧問)

第21条 この法人には理事会の承認を得て、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事長の求めに応じ会議等に出席し意見を述べることができる。(職員)

第22条 この法人には、事務局長その他の職員をおく。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 3 理事は事務局長もしくは職員を兼任することができる。
- 4 職員の処遇は理事会で決定する。

第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 事業計画及び活動予算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録(滋賀県条例に定めるものをいう。以下、同じ。)をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席(第31条第2項の規定により表決した正会員を含む)がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号、第53条及び第54条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的記録表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 議長の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項の提案をしたものの氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 定款に特別の定めのない業務に関する事項

(5) 事務局の組織及び運営並びに職員の処遇

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事の現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 39 条 理事会の議事は、理事の現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 41 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、多額の借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の過半数以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員出席者の総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、守山市に譲渡するものとする。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	北田 俊夫
副理事長	金崎 いよ子
専務理事	長尾 是史
理事	辻 ひとみ
同	古川 道夫
同	武中 節子
同	吉川 正信
同	日下部 純子
同	竹内 辰郎
同	鹿田 良男
同	細田 昌彦
同	藤井 絢子
同	沢井 進一
監事	北村 勇
同	藤井 薫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年の6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は不要とする。

附 則

1. この定款は所轄庁の認証のあった平成25年9月6日から施行する。

2. この定款は所轄庁の認証のあった平成30年7月23日から施行する。



赤野井湾探検会

7/23



夏休み生き物観察教室
自由研究教室

7/29 8/1 8/2



水辺の楽校（夏編）

8/27

1年間の水辺の体験学習会を、地域のすてきな環境に気づこう！

自然の中に学びがある



自然の中での体験が、学校で学習したときにそれらと結びつき探求心が芽生え興味が深まります。

川と結びつきの深いここ守山の身近な川や琵琶湖で、子どもたちがさまざまなことに気づき学びを深める夏休みにしてもらいたいと思います。

◇この活動では、団体広報や子どもゆめ基金への報告のために写真撮影を行います。撮影した写真や映像等は、広報用にHPやSNS、刊行物等に掲載することがあります。なお、子どもゆめ基金へ報告用に提出した個人情報（写真）は、「（独）国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき、子どもゆめ基金助成業務以外の目的には使用されません。

National Institution For Youth Education
独立青少年教育振興機構
「子どもゆめ基金助成活動」



〒524-0041 滋賀県守山市勝部5丁目10-25
TEL: 077-583-8686 (平日: 9~16時)
E-mail: houjyounosato@lake-biwa.net
https://www.lake-biwa.net/akanoi/



主催 認定NPO法人 びわこ豊穰の郷

協賛 守山市



赤野井湾探検会

- 探検・発見！赤野井湾 -

五感をフルに使い活動し赤野井湾を知ること、この環境を大切にしたいという気持ちを育む琵琶湖・赤野井湾で漁船に乗り漁業体験やニゴロブナの放流をしよう！他にもブラックバスを解剖して、何を食べているかを調べてみよう。そこから琵琶湖の生きものへの影響を考えてみよう。

日程 7月23日(土)
時間 9:30~12:00(受付:9:00~)
場所 びわこ赤野井湾 玉津・小津漁業協同組合事務所前集合
〒524-0061 守山市赤野井町 2147-1
対象 小学生以上(小学2年以下は必ず保護者同伴)
定員 30名
参加費 1人3000円 家族割引があります。詳しくはHPをご確認ください
持ち物 帽子、飲物、筆記用具、長袖・長ズボン(乗船時)、マスク



夏休み生き物観察教室
自由研究教室

学校では学べない、少し専門的な環境学習で子どもの知的好奇心を満足させる目田川をいっぱい観察しよう！龍谷大学非常勤講師上西 実先生とイラストレーター八尋由佳さんといっしょに水辺の生き物の採集から樹脂標本づくりやスケッチの手法まで勉強します。目指せ生物博士！夏休みの自由研究はおまかせ！

日程 7月29日(金) 8月1,2日(月・火) 7/29受付:8:45~
守山市助成対象事業 子どもゆめ基金助成対象事業 集合:守山市ほたるの森資料館
時間 9:00~12:00
場所 目田川河川公園・守山市ほたるの森資料館
〒524-0051 守山市三宅町10番地(守山市民運動公園内)
対象 小学3年生以上
定員 10名
参加費 1人5000円(全3日間)
持ち物 帽子、飲物、筆記用具、マスク



水辺の楽校（夏編）

大切に守られてきた身近な河川で、川に親しみ自然を大切にする気持ちを育む自然体験会夏休みを楽しもう！川でおもいっきり遊びます。一緒に夏の思い出を作りましょう！（竹パンづくり付）

日程 8月27日(土)
時間 10:00~12:00(受付:9:30~)
場所 目田川河川公園
守山市下之郷町地先
対象 幼児から小学生と保護者
(小学2年生以下は必ず保護者同伴)
定員 50名
参加費 1人1000円 未就学児500円(3歳以下無料)
持ち物 帽子、飲物、水遊び用靴(クロックスサンダル不可) ザルなど(水遊びの道具あれば)マスク



※目田川沿いに遊歩道があります。遊歩道から集合場所へお越しください。

LINE 公式アカウント

びわこ豊穰の郷
LINE 公式アカウントより
お申込みください→→



@004zfgw

(申込開始: 7月1日(金) 9:00~)
応募者多数の場合は抽選になります。

問合せ

認定NPO法人 びわこ豊穰の郷



〒524-0041 滋賀県守山市勝部5丁目10-25
TEL: 077-583-8686 (平日: 9~16時)
E-mail: houjyounosato@lake-biwa.net
https://www.lake-biwa.net/akanoi/

